

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 25 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市条例第 28 号

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
(目的)

第 1 条 この条例は、本市の豊かで美しい自然環境及び良好な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する太陽光及び同項第 2 号に規定する風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備の新設及び増設（当該設備を新設し、又は増設するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）並びに当該設備による発電を行う事業であって、規則で定めるものをいう。
- (4) 事業区域 事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を計画し、又はこれを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (6) 近隣関係者 事業により生活環境に一定の影響を受けると認められるものとして規則で定めるものをいう。
- (7) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

(8) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の発生を防止し、自然環境等に十分配慮し、並びに近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、災害又は自然環境等への被害が発生するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、土地を使用させないように努めなければならない。

2 土地所有者等は、事業により、災害又は自然環境等への被害が発生しないよう、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めるよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該事業者に代わり、災害又は自然環境等への被害が発生しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(抑制区域)

第6条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し事業の抑制を求める区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

(1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(2) 特色ある景観として良好な状態が保たれている区域

(3) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域

(4) 土砂災害その他の自然災害による被害の危険性が高い区域

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(事前協議)

第7条 事業者は、事業を行おうとするときは、事業に関する工事に着手しようとする日の120日前までに、事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と事前協議を行わなければならない。

(近隣関係者への説明等)

第8条 前条の事前協議を行った事業者は、次条の規定による届出を行う前に、その事業区域に係る近隣関係者に対し、あらかじめ事業の内容等に関する説明会を開催し、周知を図らなければならない。ただし、市長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の周知を図るに当たっては、事業者は、前条の事前協議の結果を反映した事業計画の内容について近隣関係者の理解を得られるよう努めなければならない。

3 近隣関係者は、事業者に対し、事業の内容等に関する意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の近隣関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第9条 事業者は、事業に関する工事を行おうとするときは、当該工事に着手しようとする日の30日前までに、第7条の事前協議の結果を反映し、及び前条第3項の近隣関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(協定の締結等)

第10条 事業者は、前条の規定による届出を行った後、事業に関する工事に着手する前に、市長と自然環境等の保全等に関する協定を締結しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により締結した協定の内容を遵守しなければならない

い。

- 3 事業者は、第1項の協定を締結した後に、前条の事業計画の内容を変更しようとするときは、市長と協議を行い、必要に応じて協定の変更を行わなければならない。

(工事完了の届出)

第11条 事業者は、事業に関する工事が完了したときは、速やかにその内容について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第12条 事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から14日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 地位を承継した者は、第4条に規定する事業者の責務及び第10条第1項の規定により締結した協定の内容を引き継がなければならない。

(標識の設置)

第13条 事業者は、事業区域の外部から見やすい場所に、当該事業者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を設置し、事業を実施する間、これを維持しなければならない。

(維持管理)

第14条 事業者は、事業により災害又は自然環境等への被害が発生しないよう、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるように維持管理しなければならない。

(事業終了の届出等)

第15条 事業者は、事業を終了しようとするときは、当該事業を終了しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、第4条第2項の規定による事業終了に伴う再生可能エネルギー発電設備の撤去及び適正な処分並びに原状回復の措置を講じたときは、速やかにその内容について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第 16 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告又は資料の提出を求め、及び職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 4 条第 2 項の規定による事業終了に伴う再生可能エネルギー発電設備の撤去若しくは適正な処分又は原状回復の措置を講じなかったとき。

(2) 第 7 条の事前協議を行わず、又は当該事前協議において虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。

(3) 第 8 条第 1 項の周知を図る措置を講じなかったとき。

(4) 第 9 条の規定による届出を行わず、又は当該届出を行った日から 30 日を経過する日までの間に事業に関する工事に着手したとき。

(5) 第 10 条第 1 項の協定を締結せず、又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定の実施が認められないとき。

(6) 第 11 条、第 12 条第 1 項又は第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出を行わなかったとき。

(7) 第 14 条の規定による再生可能エネルギー発電設備又は事業区域内の適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(8) 前条第 1 項の規定により求められた報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。

(9) 前条第 1 項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(10) 事業が自然環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるとき。

(11) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第 18 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、現に事業に関する工事（以下「工事」という。）に着手している事業又は工事が完了している事業（施行日以後に既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合を除く。）については、第 6 条から第 11 条まで及び第 17 条（第 2 項第 2 号から第 5 号まで、第 6 号中第 11 条の規定による届出に限る。）の規定は、適用しない。

3 第 7 条から第 9 条までの規定は、施行日から 120 日を経過する日以後に工事に着手する事業について適用する。

4 第 7 条の規定の適用については、施行日から 120 日を経過する日までの間、同条中「事業に関する工事に着手しようとする日の 120 日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

5 第 10 条の規定の適用については、施行日から 120 日を経過する日までの間、同条第 1 項中「前条の規定による届出を行った後、事業に関する工事に着手する前に」とあるのは、「次条の規定による届出を行う前に」とする。